

議案第54号 三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

今般の法改正では、個人市民税・固定資産税の減免規定改正、固定資産税課税標準の特例措置（わがまち特例）の追加等が講じられたことから、三田市市税条例の一部を改正するものです。

【内 容】

（1）個人市民税関係

個人市民税減免規定の改正【条例第51条】（施行日：条例公布の日）

災害により住宅等の被害を受けた場合、減免には申請が必要ですが罹災証明書の被害程度に応じて職権に基づき、個人市民税を減免できるよう改正するものです。

（2）固定資産税関係

① 固定資産税減免規定の改正【条例第71条】（施行日：条例公布の日）

災害により住宅等の被害を受けた場合、減免には申請が必要ですが罹災証明書の被害程度に応じて職権に基づき、固定資産税を減免できるよう改正するものです。

② 固定資産税課税標準の特例措置（わがまち特例）

ア 再生可能エネルギー発電設備（バイオマス）の減額割合【付則第10条の2第7項】（施行日：条例公布の日）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に定める木質バイオマスまたは農産物収穫に伴い発生する有機物（バイオマス）を燃焼させ、電気に変換する再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税課税標準の減額割合を国が示す参酌割合の6/7と定めるものです。

イ 一体型滞在快適性等向上事業（土地・家屋・償却資産）の減額割合【付則第10条の2第16項】（施行日：条例公布の日）

都市再生特別措置法第46条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業（「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため、官民一体となって実施される公共空間の拡大・質の向上）の用に供する土地の開放や施設改修を行った固定資産税課税標準の減額割合を国が示す参酌割合の1/2と定めるものです。（県内事例は次ページ）

一体型滞在快適性等向上事業（県内実施例）

②兵庫県神戸市の取組み

- 神戸市は、神戸三宮「えきまちなか空間」基本計画に基づき、阪急神戸三宮駅周辺を歩行者中心の魅力的な空間となるように再整備。
- 阪急電鉄(株)は、阪急神戸三宮駅西口広場(公開空地)を同広場が隣接するサンキタ通りと同様の舗装に打ち換え、「公共施設」と「民間施設の公共的な空間」に一体感を持たせることで、都心三宮の玄関口にふさわしい魅力的な交流・滞在空間を創出。

○老朽化していた西口広場を、公共施設（サンキタ通り）の整備にあわせて高質化



○隣接するサンキタ通りと同様の舗装に打ち換えることで魅力的な空間を演出



位置図



出典：令和4年3月 兵庫県神戸市「都市再生整備計画 神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)」

事業概要

- 事業実施者
阪急電鉄株式会社
- 特例対象施設
土地：広場（約290㎡）
- 事業の内容
駅前西口広場舗装を高質化
（サンキタ通りと同様の舗装に打ち換え）
- 市町村実施事業の内容
サンキタ通りの舗装高質化、サンキタ広場の再整備

(3) その他所要の規定の整備

地方税法改正に伴い参照条項等を改正するものです。

【予算措置】

なし

【その他】

関係法令

地方税法（昭和25年法律第226号）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）